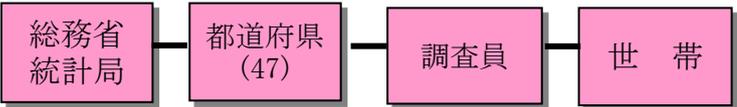


# 平成 27 年国勢調査 事後調査の概要

## 調査の目的

- 事後調査は、国勢調査本調査の調査方法及び調査対象の把握状況、調査結果の精度を実地に検証し、本調査の結果利活用上の留意及び次回調査の企画設計等に資することを目的とする。

## 調査の概要（案）

- 調査期日：平成 27 年 11 月 20 日（金）
- 調査地域：平成 27 年国勢調査調査区から抽出し、統計局長が指定する調査区（全国：690 調査区、約 33,000 世帯）
- 調査項目：平成 22 年国勢調査事後調査における調査項目を基に検討
  - <世帯員に関する事項>
    - （本調査との共通事項）氏名、男女の別、出生の年月、世帯主との続き柄、配偶の関係、国籍、就業状態
    - （事後調査の調査事項）本調査時点の常住地、常住地以外の住居の有無、住民登録の状況、本調査への回答の有無、回答者、回答方法等
  - <世帯に関する事項>
    - 世帯の種類、住宅の建て方及び型式
- 調査方法：調査員による配布・回収（郵送回収、オンライン回収を含む）
- 調査の流れ：

```
graph LR; A[総務省  
統計局] --- B[都道府県  
(47)]; B --- C[調査員]; C --- D[世帯];
```
- 世帯アンケートの実施：本調査における世帯の意見等を聴取し、今後の国勢調査の企画の参考資料を得るため、事後調査の調査対象世帯の一部の世帯に対して、アンケートを実施し、総務省統計局が直接、世帯からの郵送により回収

## 調査のポイント

- 調査方法の変更に伴う検証・分析
  - 本調査におけるオンライン調査を全国展開することから、その回答状況やオンライン回答者の属性等を把握する。
- 居住実態の把握及び検証・分析
  - 住居が複数ある者の総数や属性を把握し、今後の企画設計等に資する。
- 行政情報との検証・分析
  - 国勢調査による人口と住民基本台帳に基づく人口の差異に関する背景情報を収集し、属性分析をおこなう。





総統勢第116号

平成27年4月27日

総務大臣殿

総務大臣



一般統計調査の実施について（申請）

下記調査の実施について、統計法（平成19年法律第53号）第19条第1項に基づく承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

記

平成27年国勢調査事後調査

主管部課	総務省統計局統計調査部国勢統計課
事務担当者	阿久津 文香 電話 03 (5273) 1178 e-mail c-kenkyuu@soumu.go.jp

## 別 紙

### 申請事項記載書

#### 1 調査の名称

平成27年国勢調査事後調査

#### 2 調査の目的

平成27年国勢調査（以下「本体調査」という。）の調査方法及び調査対象の把握状況を実地に検証し、本体調査の結果利活用上の留意点の把握、今後の調査の企画設計等に資することを目的とする。

#### 3 調査対象の範囲

##### (1) 地域的範囲

全国（総務省令で定める島を除く。）

##### (2) 属性的範囲

(1) の地域的範囲内に常住する者とする。

ただし、外国政府の外交使節団又は領事機関の構成員及び外国軍隊の軍人・軍属並びにこれらの家族を除く。

#### 4 報告を求める者

##### (1) 数

約80,000人（約33,000世帯）（母集団数：約1億2,800万人（約5,200万世帯））

##### (2) 選定の方法（全数 無作為抽出 有意抽出）

ア 平成27年国勢調査調査区のうち、「一般調査区」（後置番号1の調査区）、「社会施設、病院（おおむね患者数200人以上の収容施設を有するもの）のある区域」（後置番号4の特別調査区）及び「おおむね50人以上の単身者が居住している寄宿舍・寮等のある区域」（後置番号8の特別調査区）の中から、他の統計調査の調査区との重複排除を行った上で、調査区を抽出する。

イ 抽出した調査区内に常住する者全員に報告を求める。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

調査区ごとに、OCR（光学式文字読取）調査票（変形A4両面形式）を用いて、次の事項を調査する（調査票様式については別添1のとおり）。

① 世帯員に関する事項

- ア 氏名
- イ 男女の別
- ウ 出生の年月
- エ 世帯主との続柄
- オ 配偶の関係
- カ 国籍
- キ 就業状態
- ク 平成27年10月1日現在の常住地
- ケ 平成27年10月1日現在の住民登録の状況
- コ 平成27年9月10日から10月20日までの間に常住地以外で寝泊まりした場所の有無
- サ 平成27年9月10日から10月20日までの間に常住地以外で寝泊まりした理由
- シ 国勢調査への回答の有無
- ス 国勢調査への回答者
- セ 国勢調査への回答方法
- ソ 国勢調査を受けた場所

② 世帯に関する事項

- ア 世帯の種類
- イ 住宅の建て方及び型式

③ 当該世帯で国勢調査を受けたが調査時にいない人に関する事項

- ア 氏名
- イ 男女の別
- ウ 出生の年月

※ ②ア「世帯の種類」及びイ「住宅の建て方及び型式」については、調査員による他計報告（オンライン調査システムを利用して報告する場合は自計報告）。

(2) 基準となる期日又は期間

平成27年11月20日午前零時現在

## 6 報告を求めるために用いる方法

### (1) 調査組織

総務省—都道府県—調査員—世帯

### (2) 調査方法 (■調査員調査 ■郵送調査 ■オンライン調査 □その他 ( ) )

調査は、世帯が調査票で回答するかオンラインで回答するかを選択できる方法(並行方式)で実施する。

ア 調査員は、担当する調査区を巡回し、当該調査区の範囲を確認し『調査区要図』を確認・修正するとともに、担当調査区内の全世帯に対し、『調査についてのお知らせ』を郵便受けに入れるなどして配布する(『調査区要図』は、本体調査の『調査区要図』を複写したものを使用し、必要に応じて補筆訂正する)。

イ 調査書類の配布期間に、調査員は担当する調査区内の世帯を訪問し、面接の上で『インターネット回答の利用案内』及び調査票等関係書類を配布※するとともに、世帯主の氏名、男女の別及び世帯員の数を聴取し、『調査世帯一覧』に必要な事項を記載する(『調査世帯一覧』は、本体調査の『調査世帯一覧』を転記して使用し、必要に応じて補筆訂正する)。

なお、不在世帯については、日又は時間を変えて少なくとも3回以上訪問し、それでも面接することができない世帯に対しては、調査票等を郵便受けに入れるなどして配布する。

※関係書類を配布する際に『世帯アンケート』(仮称)を同時に配布する。

ウ 調査員は、調査票回収期間に全世帯を訪問し、面接の上で各世帯の提出状況を把握する。

エ 調査票回収期間の後、調査員は、全世帯に『調査へのご協力ありがとうございました』(確認状)を郵便受けに入れるなどして配布する。

オ 『調査へのご協力ありがとうございました』(確認状)の配布期間後、調査員は都道府県から伝達されたオンライン回答、郵送提出等のあった世帯を確認し、未回答世帯を特定する。

カ 調査票未回答世帯があった場合、調査員は、次の方法により、当該世帯からの調査票の回収等を行う。

- ・ 調査票未回答世帯を訪問し、面接の上、調査票を回収する。調査票未回答世帯が不在等の場合は再度訪問するなどして世帯との面接に努める。
- ・ 世帯と面接ができないなど、最終的に回答を直接依頼できない場合は、都道府県に連絡の上、その指示に基づき、近隣の世帯等から協力を得て、氏名、男女の別

及び世帯員の数の3項目を聴取し、調査票及び一覧への記入を行う（聞き取り調査）。

- ・ 聞き取り調査を行った世帯に対し、『調査票提出のお願い』（督促状）及び調査票等を当該世帯の郵便受けに入れるなどして配布する。

キ 調査員は調査票等を整理の上、都道府県に提出する。

### ※世帯アンケートの実施（一般調査区：後置番号1の世帯を対象）

本体調査における世帯の意見等を聴取し、今後の国勢調査の企画の参考資料を得るため、事後調査の調査対象世帯の一部の世帯に対して、アンケートを行う。

アンケートは、総務省統計局が世帯から郵送により直接回収する方法で実施する。

- ・ 国勢調査における広報等の効果測定

本体調査の実施において、我が国に居住する世帯への周知を行うため、国、地方公共団体において様々な広報等を実施してきた。その効果を検証することにより、今後の効果的な広報戦略の方向性や円滑な広報実施が可能となる。

- ・ 調査方法の検証

本体調査では、オンライン調査の全国展開、郵送提出の市町村ごとの選択制、調査票の調査員への提出は任意封入方式の採用など、新たな調査方法を導入しており、調査票の提出方法に係る導入、世帯からの意見を検証することにより、適正な調査実施が可能となる。

- ・ その他

調査世帯から今回の国勢調査の意見を幅広く聞くことにより、今後の円滑な調査実施が可能となる。

## 7 報告を求める期間

### (1) 調査の周期

1回限り

### (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

平成27年11月10日～平成27年12月11日

## 8 集計事項

別添2「平成27年国勢調査事後調査 集計結果表（案）」のとおり。

## 9 調査結果の公表の方法及び期日

調査結果の公表は、速報集計結果を取りまとめた報告書を平成28年11月末までに、確報集計結果を取りまとめた報告書を平成29年12月末までに、総務省統計局ホームページに掲載する方法により行う。

## 10 使用する統計基準

本調査は、全国で、本邦内に常住する者を対象に、本体調査の調査方法及び調査対象の把握状況を検証する調査であり、調査対象の範囲の画定及び集計結果の表示に、統計基準を用いる余地がないことから、いずれの統計基準も使用しない。

## 11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

書類名	保存期間	保存責任者
調査票	3年間	総務省統計局長
調査世帯一覧表		
調査区要図		
調査票の内容（氏名を除く）が転写されている電磁的記録	永年	同上

秘 一般統計調査



平成27年国勢調査 事後調査

# 調査票

- 黒の鉛筆で記入し、間違えた場合は、消しゴムできれいに消してください。
- 記入欄が○の場合は、当てはまる○を●のようにぬりつぶしてください。
- 数字を記入する場合は、下の例のようにわくの中に右つづめで書いてください。

この調査は、統計法に基づき政府が実施する統計調査です。  
秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。

平成27年11月20日  
総務省統計局

数字は右つづめに

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

記入は黒の鉛筆で

数字の記入例

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

たて線1本 すきまをあける とじる  
はねない 上につきぬける 角をつける

平成27年10月1日以降に生まれた人については、7～14欄に記入する必要はありません。

I欄 11月20日現在 あなたの世帯に ふだん住んでいる人について				
1 氏名及び男女の別 ・ふだん住んでいる人をもれなく書いてください	1 (氏名) 男 ○ 女 ○	2 (氏名) 男 ○ 女 ○	3 (氏名) 男 ○ 女 ○	4 (氏名) 男 ○ 女 ○
2 世帯主との続き柄 ・世帯主の配偶者(妻又は夫)の祖父母・兄弟姉妹はそれぞれ祖父母・兄弟姉妹に含めます ・孫の配偶者は孫に 兄弟姉妹の配偶者は兄弟姉妹に含めます	世帯主 世帯主又はの代表者 子 子の世帯主の配偶者の父母 孫 祖父母 兄弟姉妹 他の親族の雇人 住み込みの雇人 その他	世帯主 世帯主又はの代表者 子 子の世帯主の配偶者の父母 孫 祖父母 兄弟姉妹 他の親族の雇人 住み込みの雇人 その他	世帯主 世帯主又はの代表者 子 子の世帯主の配偶者の父母 孫 祖父母 兄弟姉妹 他の親族の雇人 住み込みの雇人 その他	世帯主 世帯主又はの代表者 子 子の世帯主の配偶者の父母 孫 祖父母 兄弟姉妹 他の親族の雇人 住み込みの雇人 その他
3 出生の年月 ・該当する元号又は西暦に記入したうえで 年及び月を書いてください ・年を西暦で記入する場合は西暦年の4桁を書いてください	明治 大正 昭和 平成 西暦 年 月			
4 配偶者の有無 ・届出の有無に関係なく記入してください	未婚(幼児などを含む) 配偶者あり 死別 離別 ○ ○ ○ ○ ○	未婚(幼児などを含む) 配偶者あり 死別 離別 ○ ○ ○ ○ ○	未婚(幼児などを含む) 配偶者あり 死別 離別 ○ ○ ○ ○ ○	未婚(幼児などを含む) 配偶者あり 死別 離別 ○ ○ ○ ○ ○
5 国籍	日本 外国 ○ ○	日本 外国 ○ ○	日本 外国 ○ ○	日本 外国 ○ ○
6 9月24日から30日までの1週間に仕事をしましたか ・仕事とは収入を伴う仕事(自家営業(農業や店の仕事など)の手伝いや内職・パートタイム・アルバイトも含めます) ・通学には予備校・専門学校などに通っている場合も含めます ・幼稚園又は保育所などに通っている場合はその他に記入してください	主に仕事 ○ 家事などのほか仕事 ○ 通学のかたわら仕事 ○ 少しも仕事をしなかった人 仕事をしていた ○ 仕事を探していた ○ 家事 ○ 通学 ○ その他(幼児や高齢など) ○	主に仕事 ○ 家事などのほか仕事 ○ 通学のかたわら仕事 ○ 少しも仕事をしなかった人 仕事をしていた ○ 仕事を探していた ○ 家事 ○ 通学 ○ その他(幼児や高齢など) ○	主に仕事 ○ 家事などのほか仕事 ○ 通学のかたわら仕事 ○ 少しも仕事をしなかった人 仕事をしていた ○ 仕事を探していた ○ 家事 ○ 通学 ○ その他(幼児や高齢など) ○	主に仕事 ○ 家事などのほか仕事 ○ 通学のかたわら仕事 ○ 少しも仕事をしなかった人 仕事をしていた ○ 仕事を探していた ○ 家事 ○ 通学 ○ その他(幼児や高齢など) ○
7 平成27年10月1日にどこに住んでいましたか(常住地) ・常住地とは10月1日時点で3か月以上住んでいた場所が住むことになっていた場所をいいます	現在と同じ場所 国内の他の場所 国外 ○ ○ ○			
8 住民登録をしていた住所はどこですか ・10月1日時点で住民票に記載された住所を記入してください	7欄で回答したところ 7欄で回答したところ 7欄で回答したところ 7欄で回答したところ ○ ○ ○ ○			

「調査票の記入のしかた」を参照して 黒い太わくの中に記入してください

「ウラ側も記入してください」

世帯では下の欄(黒い太わくの外)には記入しないでください

電話番号 (わからないことがあった場合 問合せに利用いたします) ウラ側へ (第2面)

世帯の種類	一般世帯 (一人世帯 会社等の 独身者の入居者を含む)	学校の寮・ 寄宿舎の 学生・生徒	病院・療養所 の入院者	老人ホーム等 の社会施設 の入居者	その他
	○	○	○	○	○

住宅の建て方及び型式	一戸建	長屋建 (テラスハウスを含む)	共同住宅	オートロック	その他	その他
	○	○	○	○	○	○

市区町村コード 調査区番号 世帯番号 この世帯の調査票 事務使用欄

000000 000000-000000 000000 0000 枚のうち 0000 枚目

こちらは ウラ側です  
オモテ側から記入してください

	1	2	3	4
<p>9月10日から10月20日までの間に7欄9に記入した場所以外で寝泊まりした場所がありましたか</p> <p>都道府県 市郡 区町村</p> <p>あった なかった</p> <p>寝泊まりした場所を記入(左づめで記入)</p> <p>丁目 番(地) 号</p> <p>複数ある場合はこちらに記入 ↓</p>	<p>あった なかった</p> <p>寝泊まりした場所を記入(左づめで記入)</p> <p>丁目 番(地) 号</p> <p>複数ある場合はこちらに記入 ↓</p>	<p>あった なかった</p> <p>寝泊まりした場所を記入(左づめで記入)</p> <p>丁目 番(地) 号</p> <p>複数ある場合はこちらに記入 ↓</p>	<p>あった なかった</p> <p>寝泊まりした場所を記入(左づめで記入)</p> <p>丁目 番(地) 号</p> <p>複数ある場合はこちらに記入 ↓</p>	
<p>9月10日から10月20日までの間に7欄10に記入した場所以外で寝泊まりした理由はなぜですか</p> <p>9欄であつたに記入した場合 その理由について該当するものすべてに記入してください</p>	<p>旅行 出稼ぎ・単身赴任 出張・研修 別宅・別荘に滞在</p> <p>入院療養 冠婚葬祭 帰省・里帰り 勤務先に宿泊</p> <p>通学 友人宅に宿泊 その他</p>	<p>旅行 出稼ぎ・単身赴任 出張・研修 別宅・別荘に滞在</p> <p>入院療養 冠婚葬祭 帰省・里帰り 勤務先に宿泊</p> <p>通学 友人宅に宿泊 その他</p>	<p>旅行 出稼ぎ・単身赴任 出張・研修 別宅・別荘に滞在</p> <p>入院療養 冠婚葬祭 帰省・里帰り 勤務先に宿泊</p> <p>通学 友人宅に宿泊 その他</p>	
<p>11 国勢調査を受けましたか</p>	<p>受けた 分からない 受けてない</p> <p>12欄へ 記入おわり</p>	<p>受けた 分からない 受けてない</p> <p>12欄へ 記入おわり</p>	<p>受けた 分からない 受けてない</p> <p>12欄へ 記入おわり</p>	
<p>12 記入したのはだれですか</p> <p>調査票を実際に記入(入力)した世帯員を記入してください</p>	<p>記入した世帯員</p>	<p>記入した世帯員</p>	<p>記入した世帯員</p>	
<p>13 国勢調査の調査票をどのように提出しましたか</p>	<p>インターネットで回答 調査員に提出</p> <p>郵送で提出 その他の方法で提出</p>	<p>インターネットで回答 調査員に提出</p> <p>郵送で提出 その他の方法で提出</p>	<p>インターネットで回答 調査員に提出</p> <p>郵送で提出 その他の方法で提出</p>	
<p>14 国勢調査にどこで回答しましたか</p> <p>インターネットで回答した場合は 回答時に入力したお住まいの住所を記入してください</p>	<p>7欄で回答したところ</p> <p>9欄で回答したところ</p> <p>それ以外</p>	<p>7欄で回答したところ</p> <p>9欄で回答したところ</p> <p>それ以外</p>	<p>7欄で回答したところ</p> <p>9欄で回答したところ</p> <p>それ以外</p>	
<p>II 欄 あなたの世帯で国勢調査を受けたが 現在はいっしょに住んでいない人について</p>				
<p>1 氏名及び男女の別</p>	<p>1 (氏名)</p> <p>男 女</p>	<p>2 (氏名)</p> <p>男 女</p>	<p>3 (氏名)</p> <p>男 女</p>	<p>4 (氏名)</p> <p>男 女</p>
<p>2 出生の年月</p> <p>該当する元号又は西暦に記入したうえで年及び月を書いてください</p> <p>年を西暦で記入する場合は西暦年の4桁を書いてください</p>	<p>明治 大正 昭和 平成 西暦</p> <p>年 月</p>	<p>明治 大正 昭和 平成 西暦</p> <p>年 月</p>	<p>明治 大正 昭和 平成 西暦</p> <p>年 月</p>	<p>明治 大正 昭和 平成 西暦</p> <p>年 月</p>

この調査票は 機械にかかけますので 汚さないでください

## 平成27年国勢調査事後調査 集計結果表(案)

番号	集計区分	集計事項	集計地域 <sup>※</sup>
1	速・確	男女、年齢、労働力状態、世帯の種類、平成27年10月1日現在の住民登録地別世帯員数	全国、大都市・大都市以外、地方ブロック
2	速・確	男女、年齢、労働力状態、世帯主との続き柄、国勢調査への回答方法別国勢調査への回答者数	〃
3	速・確	世帯の種類、国勢調査への回答方法別世帯数	〃
4	速・確	外国人のいる世帯の種類、国勢調査への回答方法別外国人のいる世帯数	〃
5	確	男女、年齢、配偶関係、世帯主との続き柄別照合結果	〃
6	確	男女、年齢、国籍別照合結果	〃
7	確	男女、年齢、労働力状態別照合結果	〃
8	確	男女、年齢、世帯の種類・住宅の建て方別照合結果	〃
9	確	男女、年齢、国勢調査への回答の有無別照合結果	〃
10	確	世帯主の男女、世帯主の年齢、国勢調査への回答の有無別照合結果	〃
11	確	男女、年齢、労働力状態、平成27年10月1日現在の住民登録地別照合結果	〃
12	確	男女、年齢、労働力状態、平成27年10月1日前後に常住地以外で寝泊まりした理由別照合結果	〃

※ 公表は全国値のみとする。

<集計地域>

大都市：東京都区部及び政令指定市

地方ブロック：全国の都道府県を6つのブロックに分けたもの

- ① 北海道・東北ブロック：北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県
- ② 関東甲信静ブロック：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県
- ③ 東海・北陸ブロック：富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県
- ④ 近畿ブロック：福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- ⑤ 中国・四国ブロック：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
- ⑥ 九州ブロック：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

## 平成27年国勢調査事後調査実施の必要性について

## 1 調査の目的・必要性

- 国勢調査（以下「本体調査」という。）は、我が国に住む1億2,000万人以上の常住者を対象に行われる極めて大規模な調査であり、その結果（国勢統計）は統計法上で直接法定された基幹統計（第2条第4項第1号）として、衆議院議員選挙区の画定基準、地方交付税の交付額の算定基準等における法定人口、国や地方公共団体における各種行政施策の基礎資料、国民経済計算における産業別・従業上の地位別就業者数・雇用者数の推計資料、個人及び世帯を対象とする各種標本調査の抽出フレーム、学術・研究機関における研究等に活用されるなど、様々な施策等に広範に利用される極めて重要な統計である。
- 本体調査は、報告者数が極めて多数に上る全数調査として実施され、集計結果は、報告者から得られた回答を足し上げることにより作成されるものであることから、標本誤差は存在しないが、一方、調査漏れ、重複報告、記入誤りなどの調査誤差が生じている場合、結果の補正は困難であり、広範な利活用の裏返しとして、利活用上の大きな支障を生じることになる。平成27年国勢調査事後調査（以下「事後調査」という。）は、このような特性を有する本体調査の精度を確認・検証するとともに、仮に、構造的な問題が発現したときには、次回本体調査を実施する際の留意事項として提示するという重要な役割を担う調査である。
- 例えば、本体調査を実施する際に、従前から課題とされてきたのが、一人暮らしの調査漏れや高齢化の進展に伴う高齢者の重複報告である。このような背景事情も踏まえ、本体調査においては、オンライン調査の全国導入や高齢者世帯への記入支援、集計上の審査における重複チェックを行うなど、新たな取組を講じているところである。
- 今回の事後調査においては、本体調査での調査方法の変更に伴い、回答状況を分析し、次回本体調査においてより回答利便性を高める手法を検証することや複数住所を持つ者の実態把握など居住体系の変化に伴う注意喚起等の必要性の検証、また常住地と住民基本台帳の登録地が異なる者の属性を分析することによる行政情報の利活用に関する検証などを行うとともに、従前から行っている調査漏れや重複報告に係る検証も実施し、本体調査の結果だけでは把握することが難しい課題を事後調査によって初めて明らかにすることができる。

事後調査は、このように本体調査の実施をいわば「裏から支える」役割を果たすために実施されており、利活用面において、「社会一般に広く利活用されるもの」という統計の一般的性格とは異なった意義を有するものであり、

国の最も基本的な統計である本体調査の精度を確認するために不可欠な調査であるとともに、事後調査の分析結果として明らかになった報告者捕捉上の問題点は、次回の本体調査の企画・実施に重要な示唆を与えるものである。

## **2 他調査との重複及び行政記録情報の利活用**

事後調査は、平成27年本体調査の調査対象の把握状況等を検証するためのデータを把握するものであり、他に代替できる統計調査及び行政記録情報は、現時点では確認されていない。

## 平成27年国勢調査事後調査の指定調査区の抽出について（案）

## 1. 基本的な考え方

平成27年国勢調査事後調査の実施に当たっては、地方公共団体の事務負担等を考慮し、調査対象となる調査区（以下「指定調査区」という。）数（標本数）を平成22年国勢調査事後調査（以下「平成22年事後調査」という。）と比較して大幅に増大させないことを前提とし、標本設計を行う。

## 2. 平成22年事後調査における標本抽出及び達成精度

## (1) 平成22年事後調査における標本設計の考え方

平成22年事後調査標本設計は、平成17年事後調査を比較して標本数を半減させることを前提とし、本調査と事後調査との照合結果における「照合されなかった率」（調査漏れ）を重要な指標と考え、この値の精度が地方ブロックごとに一定程度確保されることを目標とし、必要標本数を690調査区（33,361世帯、83,114人）と設定した。

## (2) 平成22年事後調査における標本抽出の方法

## ① 母集団調査区

平成22年国勢調査調査区一覧表（平成21年10月1日現在）の調査区

## ② 母集団調査区の層化及び抽出率（基本）

母集団調査区を都道府県別に次のように層化し、標本数を算出する。

平成22年国勢調査調査区		層符号	抽出率	
後置番号1 (一般調査区)	中高層建物の区域	1	1/1,500	1/800 ※
	上記以外	2		1/1,800
後置番号4（社会施設・病院のある区域）		3	1/500	
後置番号8（おおむね50人以上の単身者が居住している寄宿舍・寮等のある区域）		4	1/500	

※ 後置番号1のうち、中高層建物の区域は重点検証区域のため、抽出率を高めにする。

## ③ 標本数の調整

層符号1については、詳細検証分として更に50調査区を配分し、また、層符号3及び4のうち、配分のなかった府県へ各1調査区配分する（層符号2の一部を充当）。

## (3) 平成22年事後調査の達成精度及び平成27年事後調査における必要標本数

平成22年事後調査について、達成精度の評価を行った。結果は参考3のとおり。重要指標である「照合されなかった率」について、全国値の標準誤差は0.05であり、適当な品質を確保しているものと考えられるが、地方ブロック別では、0.1を超える地域もある。また、これを踏まえ、全国及び地方ブロック別で一定程度（ここでは一般的な基準0.05とおく）の標準誤差を確保するために必要な標本数を算出したところ、全国値では、実際の標本数（71,001）がおおむね十分と評価できる一方で、地域ブロック別には必要な

標本数を満たしているとは考えられない。

この精度検証により、全国値については、平成 22 年事後調査と同等の標本数を確保することにより、一定程度公表値の精度が確保されると考え、平成 27 年事後調査においても同数の調査区数（標本数）を確保することとする。なお、表章は全国値のみとし、地方ブロック別の値は、統計局内の分析用のみ使用することとする。

### 3. 平成 27 年事後調査の標本抽出の方法及び推計方法

平成 27 年事後調査の指定調査区の抽出は、1 及び 2 を踏まえ、各都道府県別で調査区の特性別に一定の抽出率で抽出することとし、総指定調査区数（全国）は前回と同数の 690 調査区に設定する。

標本抽出及び推計の方法は以下の（1）～（6）のとおり。なお、都道府県別指定調査区数は参考 4 を参照。

#### （1）母集団調査区

平成 27 年国勢調査調査区の後置番号 1、4 及び 8 の調査区

#### （2）母集団調査区の層化

上記（1）の母集団調査区を都道府県別に以下のとおり層化し、層符号を付与する。

平成 27 年国勢調査調査区	層符号
後置番号 1（一般調査区）	1
後置番号 4（社会施設・病院のある区域）	2
後置番号 8（おおむね 50 人以上の単身者が居住している寄宿舍・寮等のある区域）	3

平成 22 年国勢調査事後調査においては、一般調査区を地域特性「中高層建物の区域」と「それ以外の区域」に分けて層化し、前者の抽出率を高く設定していたが、平成 27 年国勢調査事後調査においては、中高層建物の特出して分析する予定がないため、また、限られた標本数で結果の偏りが懸念されることから、一般調査区を分割しない。

#### （3）層別抽出率及び抽出起番号

<層符号 1 >

抽出率：1/1,500

抽出起番号：1 から 1,500 までの整数の中から無作為（乱数）に選んだ数

<層符号 2 及び 3 >

抽出率：1/500

抽出起番号：1 から 500 までの整数の中から無作為（乱数）に選んだ数

#### （4）母集団調査区の配列及び指定調査区の抽出

抽出の単位は調査区（指定調査区内は悉皆調査）。母集団調査区を層符号別に次のとおり配列し、上記（3）の抽出率、抽出起番号により系統抽出する。ただし、指定調査区が重複排除対象調査区の場合は、当該調査区の次の調査区を指定調査区とする。

<配列>

- ① 都道府県・市区町村コード
- ② 調査区番号

**(5) 代替候補調査区の抽出**

上記(4)により抽出した指定調査区の抽出起番号を変更の上、代替候補調査区を抽出する。

※代替候補調査区の抽出起番号＝指定調査区の抽出番号＋ $i$  ( $i = 1 \sim 3$ )

なお、代替候補調査区が該当県の最終調査区で設定しきれない場合には、同一都道府県内の最初の調査区に戻るものとする。

**(6) 結果の推定**

抽出した調査区内の世帯は悉<sup>しつ</sup>皆で調査し、結果は各調査区の層別抽出率の逆数を乗率として線形推定により集計する。なお、公表に当たっては、推計値を用いて分類事項別割合を算出し、表章する。

## 平成22年国勢調査事後調査の達成精度及び平成27年国勢調査事後調査における必要最低標本数（試算）

後置番号（1）+（4）+（8）

	人口	標本数	1か所で 照合され た(%)	複数箇所 で照合さ れた(%)	照合され なかった (%)	標準誤差 (%ポイント) 信頼水準65%	誤差の 範囲 (-)	誤差の 範囲 (+)	標準 誤差率 (%)	dの標誤が 0.05以下とな るために最低 限必要な 標本数 (集計対象数)	aに対する iの割合 (%)
						左記d	左記d	左記d	左記d	i	j
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
全 国	128,057,352	71,001	97.45	0.74	1.81	0.050	1.76	1.86	2.76	71,192	100.27
北海道・東北ブロック	17,216,505	8,770	97.37	0.97	1.66	0.137	1.53	1.80	8.21	65,482	746.66
01 北海道	5,506,419	2,655	96.95	0.87	2.18	0.284	1.90	2.47	12.99	85,473	3,219.34
02 青森県	1,373,339	611	95.74	1.47	2.78	0.665	2.12	3.45	23.91	108,196	17,708.09
03 岩手県	1,330,147	828	98.91	0.48	0.60	0.269	0.33	0.87	44.59	24,009	2,899.60
04 宮城県	2,348,165	1,307	96.63	1.22	2.14	0.400	1.74	2.54	18.69	83,857	6,415.96
05 秋田県	1,085,997	624	97.12	1.60	1.28	0.450	0.83	1.73	35.13	50,625	8,112.91
06 山形県	1,168,924	682	99.56	0.29	0.15	0.147	0.00	0.29	99.93	5,857	858.72
07 福島県	2,029,064	1,035	96.52	1.35	2.13	0.448	1.68	2.57	21.09	83,217	8,040.28
15 新潟県	2,374,450	1,028	98.64	0.68	0.68	0.256	0.42	0.94	37.67	27,052	2,631.51
関東甲信静ブロック	49,384,616	27,191	97.62	0.46	1.92	0.083	1.84	2.01	4.33	75,457	277.51
08 茨城県	2,969,770	1,152	97.40	0.78	1.82	0.394	1.43	2.22	21.62	71,587	6,214.19
09 栃木県	2,007,683	868	94.01	3.00	3.00	0.579	2.42	3.57	19.32	116,227	13,390.18
10 群馬県	2,008,068	1,162	98.62	0.26	1.12	0.309	0.81	1.43	27.58	44,250	3,808.07
11 埼玉県	7,194,556	3,878	98.74	0.26	1.01	0.160	0.85	1.17	15.93	39,822	1,026.88
12 千葉県	6,216,289	3,657	95.13	0.22	4.65	0.348	4.30	5.00	7.49	177,301	4,848.26
13 東京都	13,159,388	7,908	97.72	0.56	1.72	0.146	1.57	1.87	8.50	67,608	854.93
14 神奈川県	9,048,331	5,549	98.67	0.25	1.08	0.139	0.94	1.22	12.84	42,783	771.01
19 山梨県	863,075	695	97.27	0.14	2.59	0.602	1.99	3.19	23.26	100,914	14,520.00
20 長野県	2,152,449	754	97.88	0.27	1.86	0.492	1.37	2.35	26.48	72,892	9,667.31
22 静岡県	3,765,007	1,568	97.90	0.45	1.66	0.322	1.34	1.98	19.45	65,227	4,159.87
東海・北陸ブロック	13,609,251	7,070	97.64	1.03	1.33	0.136	1.19	1.47	10.25	52,475	742.23
16 富山県	1,093,247	775	98.71	0.52	0.77	0.315	0.46	1.09	40.67	30,728	3,964.90
17 石川県	1,169,788	704	97.87	1.42	0.71	0.316	0.39	1.03	44.56	28,207	4,006.72
21 岐阜県	2,080,773	942	93.63	3.93	2.44	0.503	1.94	2.94	20.60	95,280	10,114.64
23 愛知県	7,410,719	3,881	98.48	0.44	1.08	0.166	0.92	1.25	15.35	42,819	1,103.31
24 三重県	1,854,724	768	97.01	0.65	2.34	0.546	1.80	2.89	23.29	91,553	11,920.93
近畿ブロック	21,709,487	12,761	97.56	0.67	1.77	0.117	1.65	1.89	6.59	69,586	545.30
18 福井県	806,314	506	97.83	1.78	0.40	0.279	0.12	0.67	70.57	15,748	3,112.21
25 滋賀県	1,410,777	889	96.06	2.14	1.80	0.446	1.35	2.25	24.77	70,695	7,952.23
26 京都府	2,636,092	1,601	98.00	0.69	1.31	0.284	1.03	1.60	21.68	51,779	3,234.17
27 大阪府	8,865,245	5,609	97.66	0.36	1.98	0.186	1.79	2.16	9.40	77,592	1,383.35
28 兵庫県	5,588,133	2,881	97.36	0.52	2.12	0.268	1.85	2.39	12.67	82,900	2,877.46
29 奈良県	1,400,728	731	97.81	0.96	1.23	0.408	0.82	1.64	33.13	48,641	6,654.07
30 和歌山県	1,002,198	544	98.16	0.74	1.10	0.448	0.66	1.55	40.60	43,631	8,020.41
中国・四国ブロック	11,540,710	6,826	96.62	1.39	1.99	0.169	1.82	2.16	8.49	78,107	1,144.26
31 鳥取県	588,667	583	99.31	0.34	0.34	0.242	0.10	0.59	70.59	13,675	2,345.64
32 島根県	717,397	406	97.54	1.72	0.74	0.425	0.31	1.16	57.52	29,338	7,226.17
33 岡山県	1,945,276	897	96.99	1.00	2.01	0.468	1.54	2.47	23.33	78,657	8,768.88
34 広島県	2,860,750	2,255	96.32	0.84	2.84	0.350	2.49	3.19	12.32	110,303	4,891.51
35 山口県	1,451,338	562	98.75	0.18	1.07	0.434	0.63	1.50	40.61	42,249	7,517.56
36 徳島県	785,491	484	90.91	5.17	3.93	0.883	3.04	4.81	22.49	150,861	31,169.54
37 香川県	995,842	695	96.98	2.30	0.72	0.321	0.40	1.04	44.56	28,570	4,110.78
38 愛媛県	1,431,493	617	97.24	0.49	2.27	0.600	1.67	2.87	26.42	88,702	14,376.39
39 高知県	764,456	327	94.50	3.98	1.53	0.679	0.85	2.21	44.38	60,227	18,418.01
九州ブロック	14,596,783	8,383	97.34	0.73	1.93	0.150	1.78	2.08	7.78	75,806	904.28
40 福岡県	5,071,968	3,401	97.44	0.65	1.91	0.235	1.68	2.15	12.28	74,987	2,204.85
41 佐賀県	849,788	375	93.33	4.53	2.13	0.746	1.39	2.88	34.98	83,513	22,270.10
42 長崎県	1,426,779	800	93.13	0.50	6.38	0.864	5.51	7.24	13.55	238,744	29,842.97
43 熊本県	1,817,426	1,053	99.24	0.00	0.76	0.268	0.49	1.03	35.22	30,158	2,864.05
44 大分県	1,196,529	429	97.20	1.17	1.63	0.612	1.02	2.24	37.49	64,203	14,965.75
45 宮崎県	1,135,233	627	99.04	0.48	0.48	0.276	0.20	0.75	57.60	19,047	3,037.83
46 鹿児島県	1,706,242	943	99.26	0.21	0.53	0.236	0.29	0.77	44.60	21,096	2,237.16
47 沖縄県	1,392,818	755	96.95	1.06	1.99	0.508	1.48	2.49	25.56	77,891	10,316.73

ブロック合計

416,914 587.19

## 平成27年国勢調査事後調査指定調査区数(案)

	平成27年事後調査(案)												
	抽出調査区数					抽出世帯数 <sup>※1</sup>				抽出世帯人員数 <sup>※1</sup>			
	総数	後置番号 (1)	後置番号 (4)	後置番号 (8)	前回比較 (総数)	総数	後置番号 (1)	後置番号 (4)	後置番号 (8)	総数 <sup>※2</sup>	後置番号 (1)	後置番号 (4)	後置番号 (8)
全 国	690	637	39	14	0	33,486	32,419	112	955	80,116	76,764	2,260	1,092
北海道・東北ブロック	90	82	6	2	7	4,259	4,150	27	82	10,607	10,147	378	82
01 北海道	33	30	2	1	3	1,426	1,378	12	36	3,048	2,867	145	36
02 青森県	7	6	1	0	0	285	281	4	0	720	689	31	0
03 岩手県	7	6	0	1	0	348	302	0	46	905	859	0	46
04 宮城県	11	10	1	0	1	625	623	2	0	1,558	1,479	79	0
05 秋田県	5	5	0	0	-1	261	261	0	0	624	624	0	0
06 山形県	5	5	0	0	-1	303	303	0	0	808	808	0	0
07 福島県	10	9	1	0	2	467	465	2	0	1,407	1,331	76	0
15 新潟県	12	11	1	0	3	544	537	7	0	1,537	1,490	47	0
関東甲信静ブロック	269	249	13	7	3	13,410	12,852	43	515	30,836	29,466	816	554
08 茨城県	14	13	1	0	3	693	692	1	0	1,657	1,618	39	0
09 栃木県	10	9	1	0	2	369	368	1	0	1,158	1,044	114	0
10 群馬県	10	9	1	0	1	488	469	19	0	1,337	1,281	56	0
11 埼玉県	37	34	2	1	3	1,810	1,739	4	67	4,471	4,270	133	68
12 千葉県	32	30	1	1	0	1,528	1,485	4	39	3,809	3,616	153	40
13 東京都	82	76	3	3	-7	4,380	4,170	4	206	8,520	8,125	153	242
14 神奈川県	51	47	2	2	-3	2,635	2,425	7	203	5,951	5,638	109	204
19 山梨県	4	4	0	0	-1	253	253	0	0	760	760	0	0
20 長野県	11	10	1	0	2	347	346	1	0	1,034	997	37	0
22 静岡県	18	17	1	0	3	907	905	2	0	2,139	2,117	22	0
東海・北陸ブロック	69	64	4	1	3	3,310	3,276	4	30	8,456	8,120	287	49
16 富山県	5	5	0	0	-1	263	263	0	0	748	748	0	0
17 石川県	5	5	0	0	-1	248	248	0	0	733	733	0	0
21 岐阜県	10	9	1	0	2	375	374	1	0	1,231	1,056	175	0
23 愛知県	39	36	2	1	1	1,989	1,957	2	30	4,603	4,494	60	49
24 三重県	10	9	1	0	2	435	434	1	0	1,141	1,089	52	0
近畿ブロック	119	112	5	2	-12	5,699	5,466	4	229	12,791	12,403	146	242
18 福井県	3	3	0	0	-1	110	110	0	0	320	320	0	0
25 滋賀県	7	7	0	0	-1	330	330	0	0	826	826	0	0
26 京都府	15	14	1	0	0	723	722	1	0	1,786	1,773	13	0
27 大阪府	52	49	2	1	-6	2,732	2,580	1	151	5,769	5,559	50	160
28 兵庫県	30	27	2	1	-2	1,308	1,228	2	78	2,876	2,711	83	82
29 奈良県	7	7	0	0	-1	305	305	0	0	756	756	0	0
30 和歌山県	5	5	0	0	-1	191	191	0	0	458	458	0	0
中国・四国ブロック	63	58	4	1	-1	2,953	2,834	22	97	7,809	7,496	210	103
31 鳥取県	3	3	0	0	-2	128	128	0	0	381	381	0	0
32 島根県	3	3	0	0	-2	106	106	0	0	324	324	0	0
33 岡山県	10	9	1	0	2	514	510	4	0	1,422	1,353	69	0
34 広島県	17	15	1	1	0	911	813	1	97	2,333	2,179	51	103
35 山口県	9	8	1	0	2	289	286	3	0	768	718	50	0
36 徳島県	4	4	0	0	-1	171	171	0	0	460	460	0	0
37 香川県	5	5	0	0	0	323	323	0	0	930	930	0	0
38 愛媛県	8	7	1	0	1	322	308	14	0	811	771	40	0
39 高知県	4	4	0	0	-1	189	189	0	0	380	380	0	0
九州ブロック	80	72	7	1	0	3,855	3,841	12	2	9,617	9,132	423	62
40 福岡県	29	26	2	1	-2	1,502	1,495	5	2	3,450	3,257	131	62
41 佐賀県	4	4	0	0	-1	197	197	0	0	452	452	0	0
42 長崎県	8	7	1	0	-1	300	298	2	0	793	712	81	0
43 熊本県	9	8	1	0	1	465	463	2	0	1,302	1,255	47	0
44 大分県	7	6	1	0	1	255	254	1	0	620	587	33	0
45 宮崎県	7	6	1	0	1	273	272	1	0	794	744	50	0
46 鹿児島県	10	9	1	0	1	455	454	1	0	1,139	1,058	81	0
47 沖縄県	6	6	0	0	0	408	408	0	0	1,067	1,067	0	0

後置番号(1)：一般調査区

後置番号(4)：特別調査区(社会施設、病院(おおむね患者数200人以上の収容施設を有するもの)のある区域)

後置番号(8)：特別調査区(おおむね50人以上の単身者が居住している寄宿舍・寮等のある区域)

※1 平成22年国勢調査事後調査抽出調査区情報に基づき算出

※2 平成22年国勢調査事後調査における抽出対象に占める集計対象の割合を考慮し、参考3で示した「必要最低標本数(集計対象数)」を確保できる数としている。

平成27年事後調査調査票と平成22年事後調査調査票の新旧対照表（案）

資料3(参考5)

平成27年国勢調査事後調査（案）	平成22年国勢調査事後調査	変更理由
I 欄		
<p><b>3 出生の年月</b></p> <p>明治 大正 昭和 平成 西暦</p> <p>○ ○ ○ ○ ○</p> <p>年 月</p> <p>・該当する元号又は西暦に記入したうえで 年及び月を書いてください</p> <p>・年を西暦で記入する場合は西暦年の4桁を書いてください</p>	<p><b>3 生年月日</b></p> <p>明治 大正 昭和 平成 西暦</p> <p>○ ○ ○ ○ ○</p> <p>年 月 日</p> <p>・該当する元号又は西暦に記入したうえで 生年月日を書いてください</p> <p>・年を西暦で記入する場合は西暦年の4ケタを書いてください</p>	<p>○ マッチングに不要であり、また世帯からの忌避感を考慮して「日にち」区分を削除する。</p>
<p>一 勤めか 自営かなどの別</p> <p>(なし)</p>	<p><b>6 勤めか 自営かなどの別</b></p> <p>学生・生徒 それ以外</p> <p>○ ○ ○ ○ ○</p> <p>雇われている人 自営業主 左記以外</p> <p>正規の職員・従業員 労働者派遣事業所の派遣社員 パート・アルバイト・その他</p> <p>○ ○ ○ ○ ○</p> <p>・学生などが学業のかたわらにアルバイトをしている場合などは学生・生徒とします</p> <p>・労働者派遣事業所の派遣社員とは労働者派遣法に基づいて派遣されている人をいいます</p> <p>・パート・アルバイト・その他には契約社員 嘱託なども含めます</p>	<p>○ 「就業状況（9月24日から30日までの1週間に仕事をしましたか）」を新規追加するため、代替的に当該項目を削除する。</p>
6 9月24日から30日までの1週間に仕事をしましたか		
<p><b>6 9月24日から30日までの1週間に仕事をしましたか</b></p> <p>主に仕事 ○</p> <p>家事などのほか仕事 ○</p> <p>通学のかたわら仕事 ○</p> <p>少しも仕事をしなかった人</p> <p>仕事を休んでいた ○</p> <p>仕事を探していた ○</p> <p>家事 ○</p> <p>通学 ○</p> <p>その他 ○ (幼児や高齢など)</p> <p>・仕事とは収入を伴う仕事をいい自家営業（農業や店の仕事など）の手伝いや内職・パートタイム・アルバイトも含めます</p> <p>・通学には予備校・専門学校などに通っている場合も含めます</p> <p>・幼稚園又は保育所などに通っている場合はその他に記入してください</p>	<p>(なし)</p>	<p>○ 就業者、学生、主婦、高齢者別調査状況、住民登録の住所地、調査員活動期間の不在の状況及び回答方法を分析するため、当該項目を追加する。</p>
7 平成27年10月1日にはどこに住んでいましたか（常住地）		
<p><b>7 平成27年10月1日にはどこに住んでいましたか(常住地)</b></p> <p>現在と同じ場所 国内の他の場所 国外</p> <p>○ ○ ○</p> <p>・常住地とは10月1日時点で3か月以上住んでいた場所か住むことになっていた場所をいいます</p>	<p><b>7 平成22年10月1日にはどこに住んでいましたか</b></p> <p>現在と同じ場所 他の場所</p> <p>○ ○</p> <p>（仮つめて記入） （住んでいた場所を記入）</p> <p>都道府県</p> <p>市郡支庁</p> <p>区町村</p> <p>丁目 番地 号</p> <p>その世帯の世帯主氏名など</p> <p>・他の場所に記入した場合はその住所（町丁・字・番地）及びその世帯の世帯主の氏名を書いてください</p> <p>・アパートなどの場合はその名称や部屋番号も世帯主氏名など欄に記入してください</p> <p>・入院していたり ホテル・旅館などにいた場合は世帯主氏名など欄にその病院や旅館などの名称を書いてください</p>	<p>○ 本体調査での精度検証を適切に実施するため、定義を明確化し、説明文に「（常住地）」を追加する。</p> <p>○ 平成27年10月1日時点で国外に常住していた者は本調査の対象外で、事後調査照合集計の対象外となるため「国外」を新たな区分として追加する。</p> <p>○ 集計方法の変更に伴い、「国内の他の場所」にマークがあった者については、居住先での追跡マッチングを実施せず、住所欄は不要となるため削除する。</p>

平成27年国勢調査事後調査（案）	平成22年国勢調査事後調査	変更理由
<p>一 現在の住居に入居した時期</p> <p>(なし)</p>	<p>8 現在の住居に入居した時期</p> <p>出生時から</p> <p>平成11年以前</p> <p>平成12年～17年9月</p> <p>平成17年10月～21年9月</p> <p>平成21年10月～22年9月</p>	<p>○結果活用における優先度が低いため、新規項目の追加に伴い、回答者負担を考慮して削除する。</p>
<p>8 住民登録をしていた住所はどこですか</p> <p>7欄で回答したところ</p> <p>それ以外</p> <p>10月1日時点で住民票に記載された住所を記入してください</p>	<p>(なし)</p>	<p>○国勢調査による人口と住民基本台帳に基づく人口の差異について検証、分析するため、当該項目を追加する。</p>
<p>9 9月10日から10月20日までの間に7欄に記入した場所以外で寝泊まりした場所がありましたか</p> <p>9月10日から10月20日までの間に7欄に記入した場所以外で寝泊まりした場所がありましたか</p> <p>あった</p> <p>なかった</p> <p>寝泊まりした場所を記入</p> <p>(左づめで記入)</p> <p>都道府県</p> <p>市郡</p> <p>区町村</p> <p>丁目 番(地) 号</p> <p>複数ある場合はこちらに記入</p> <p>2か所以上ある場合はこの欄に記入</p>	<p>10月1日前後に現住所又は「7欄」9に記入した場所以外で寝泊まりした場所がありましたか</p> <p>1</p> <p>あった</p> <p>なかった</p> <p>寝泊まりした場所を記入</p> <p>(左づめで記入)</p> <p>都道府県</p> <p>市郡支庁</p> <p>区町村</p> <p>丁目 番(地) 号</p> <p>その他の住所の欄に記入</p> <p>2か所以上ある場合はこの欄に記入</p>	<p>○説明文の「10月1日前後に」を明確化するため、調査員活動期間たる「9月10日から10月20までの間に」に修正する。</p> <p>○問7において常住地の定義を明確化したことに伴い、説明文から「現住所又は」を削除する。</p> <p>○マッチングに不要なため、「その世帯の世帯主氏名など」の回答欄を削除する。</p>
<p>10 9月10日から10月20日までの間に7欄に記入した場所以外で寝泊まりした理由はなぜですか</p> <p>9月10日から10月20日までの間に7欄に記入した場所以外で寝泊まりした理由はなぜですか</p> <p>旅行</p> <p>出張</p> <p>別宅・別荘に滞在</p> <p>入院療養</p> <p>冠婚葬祭</p> <p>帰省・里帰り</p> <p>勤務先に宿泊</p> <p>通学</p> <p>友人宅に宿泊</p> <p>その他</p>	<p>10月1日前後に現住所又は「7欄」10に記入した場所を1週間以上留守にしたことがありましたか</p> <p>あった</p> <p>なかった</p> <p>旅行</p> <p>出張</p> <p>入院療養</p> <p>冠婚葬祭</p> <p>帰省・里帰り</p> <p>勤務先に宿泊</p> <p>友人宅に宿泊</p> <p>その他</p>	<p>○問9と結びつけた分析を実施するため、問9で「あった」にマークした者の回答項目とする。</p> <p>○問9と表現を合わせるため、説明文から「現住所又は」を削除し、「10月1日前後に」を「9月10日から10月20日までの間に」に修正する。</p> <p>○オンライン調査導入に伴い、調査期間が長期化することを踏まえ、不在期間にとらわれず調査期間中の移動状況を網羅的に把握するため、説明文から「1週間以上留守にした」を削除する。</p> <p>○常住地以外に複数住所を持つ者を把握するため、区分に「別宅・別荘に滞在」及び「通学」を追加し、「出張」を「出張・単身赴任」に変更する。また類似した「出張」及び「研修」を「出張・研修」に統合する。</p>

平成27年国勢調査事後調査（案）	平成22年国勢調査事後調査	変更理由															
<p>12 記入したのはだれですか</p> <table border="1"> <tr> <td>12 記入したのはだれですか ・調査票を実際に記入（入力）した世帯員を記入してください</td> <td>記入した世帯員 <input type="radio"/></td> </tr> </table>	12 記入したのはだれですか ・調査票を実際に記入（入力）した世帯員を記入してください	記入した世帯員 <input type="radio"/>	(なし)	○ 本体調査調査票の実際の記入者を把握し、利便性の向上についての検証を実施するため、当該項目を追加する。													
12 記入したのはだれですか ・調査票を実際に記入（入力）した世帯員を記入してください	記入した世帯員 <input type="radio"/>																
<p>13 国勢調査の調査票をどのように提出しましたか</p> <table border="1"> <tr> <td>13 国勢調査の調査票をどのように提出しましたか</td> <td>インターネットで回答 <input type="radio"/> 調査員に提出 <input type="radio"/> 郵送で提出 <input type="radio"/> その他の方法で提出 <input type="radio"/></td> </tr> </table>	13 国勢調査の調査票をどのように提出しましたか	インターネットで回答 <input type="radio"/> 調査員に提出 <input type="radio"/> 郵送で提出 <input type="radio"/> その他の方法で提出 <input type="radio"/>	<p>13 国勢調査の調査票をどのように提出しましたか</p> <table border="1"> <tr> <td>調査員に提出 <input type="radio"/></td> <td>郵送で提出 <input type="radio"/></td> <td>インターネットで回答 <input type="radio"/></td> </tr> <tr> <td>わからない <input type="radio"/></td> <td>その他 <input type="radio"/></td> <td></td> </tr> </table> <p>・国勢調査を受けなかった又は国勢調査を受けたかわからない人は記入する必要はありません</p>	調査員に提出 <input type="radio"/>	郵送で提出 <input type="radio"/>	インターネットで回答 <input type="radio"/>	わからない <input type="radio"/>	その他 <input type="radio"/>		○ 問11で本体調査を受けてない者は回答対象から除かれており、回答が「わからない」に逃げ込むのを防ぐため、「わからない」の区分を削除する。							
13 国勢調査の調査票をどのように提出しましたか	インターネットで回答 <input type="radio"/> 調査員に提出 <input type="radio"/> 郵送で提出 <input type="radio"/> その他の方法で提出 <input type="radio"/>																
調査員に提出 <input type="radio"/>	郵送で提出 <input type="radio"/>	インターネットで回答 <input type="radio"/>															
わからない <input type="radio"/>	その他 <input type="radio"/>																
<p>14 国勢調査にどこで回答しましたか</p> <table border="1"> <tr> <td>14 国勢調査にどこで回答しましたか ・インターネットで回答した場合は回答時に入力したお住まいの住所を記入してください</td> <td>7欄で回答したところ <input type="radio"/> 9欄で回答したところ <input type="radio"/> それ以外 <input type="radio"/></td> </tr> </table>	14 国勢調査にどこで回答しましたか ・インターネットで回答した場合は回答時に入力したお住まいの住所を記入してください	7欄で回答したところ <input type="radio"/> 9欄で回答したところ <input type="radio"/> それ以外 <input type="radio"/>	<p>12 国勢調査をどこで受けましたか</p> <p>・国勢調査を受けた又は受けたと思われる場所が2か所以上ある場合には、そのすべてについて記入してください</p> <p>・現在と同じ場所・7欄で書いたところ・9欄で書いたところに記入した人で他の場所に自宅がある場合は「7欄」と同じ要領で書いてください</p> <p>・それ以外のところに記入した場合はその住所などを「7欄」と同じ要領で書いてください</p> <p>2か所以上ある場合は、この欄に記入</p>	○ 調査世帯の回答負担を軽減するため及び問7の常住地の定義の明確化に伴い住所欄は不要となるため削除する。													
14 国勢調査にどこで回答しましたか ・インターネットで回答した場合は回答時に入力したお住まいの住所を記入してください	7欄で回答したところ <input type="radio"/> 9欄で回答したところ <input type="radio"/> それ以外 <input type="radio"/>																
II 欄																	
一 世帯になくなった理由	(なし)	<p>3 世帯になくなった理由</p> <table border="1"> <tr> <td>転出 <input type="radio"/></td> <td>死亡 <input type="radio"/></td> </tr> </table> <p>・死亡以外はすべて転出としてください</p>	転出 <input type="radio"/>	死亡 <input type="radio"/>	○ マッチングに不要であり、また世帯からの忌避感を考慮して当該項目を削除する。												
転出 <input type="radio"/>	死亡 <input type="radio"/>																
欄外																	
世帯の種類	<table border="1"> <tr> <td>世帯の種類</td> <td>一般世帯 (一人世帯・会社等の独身寮の入居者を含む) <input type="radio"/></td> <td>学校の寮・寄宿舎の学生・生徒 <input type="radio"/></td> <td>病院・療養所の入院者 <input type="radio"/></td> <td>老人ホーム等の社会施設の入所者 <input type="radio"/></td> <td>その他 <input type="radio"/></td> </tr> </table>	世帯の種類	一般世帯 (一人世帯・会社等の独身寮の入居者を含む) <input type="radio"/>	学校の寮・寄宿舎の学生・生徒 <input type="radio"/>	病院・療養所の入院者 <input type="radio"/>	老人ホーム等の社会施設の入所者 <input type="radio"/>	その他 <input type="radio"/>	<table border="1"> <tr> <td>世帯の種類</td> <td>二人以上の一般世帯 <input type="radio"/></td> <td>会社等の独身寮の一人世帯 <input type="radio"/></td> <td>その他の一人世帯 <input type="radio"/></td> <td>学校の寮・寄宿舎の学生・生徒 <input type="radio"/></td> <td>病院・療養所の入院者 <input type="radio"/></td> <td>老人ホーム等の社会施設の入所者 <input type="radio"/></td> <td>その他 <input type="radio"/></td> </tr> </table>	世帯の種類	二人以上の一般世帯 <input type="radio"/>	会社等の独身寮の一人世帯 <input type="radio"/>	その他の一人世帯 <input type="radio"/>	学校の寮・寄宿舎の学生・生徒 <input type="radio"/>	病院・療養所の入院者 <input type="radio"/>	老人ホーム等の社会施設の入所者 <input type="radio"/>	その他 <input type="radio"/>	○ 単身世帯の情報は世帯人員によっても把握可能であり、本体調査の区分と合わせるため、「二人以上の一般世帯」、「会社等の独身寮の一人世帯」及び「その他の一人世帯」を「一般世帯」に統合する。
世帯の種類	一般世帯 (一人世帯・会社等の独身寮の入居者を含む) <input type="radio"/>	学校の寮・寄宿舎の学生・生徒 <input type="radio"/>	病院・療養所の入院者 <input type="radio"/>	老人ホーム等の社会施設の入所者 <input type="radio"/>	その他 <input type="radio"/>												
世帯の種類	二人以上の一般世帯 <input type="radio"/>	会社等の独身寮の一人世帯 <input type="radio"/>	その他の一人世帯 <input type="radio"/>	学校の寮・寄宿舎の学生・生徒 <input type="radio"/>	病院・療養所の入院者 <input type="radio"/>	老人ホーム等の社会施設の入所者 <input type="radio"/>	その他 <input type="radio"/>										
住宅の建て方及び型式など	<table border="1"> <tr> <td>住宅の建て方及び型式</td> <td>一戸建 <input type="radio"/></td> <td>長屋建 (テラスハウスを含む) <input type="radio"/></td> <td>共同住宅 <input type="radio"/></td> <td>オートロック <input type="radio"/></td> <td>その他 <input type="radio"/></td> <td>その他 <input type="radio"/></td> </tr> </table>	住宅の建て方及び型式	一戸建 <input type="radio"/>	長屋建 (テラスハウスを含む) <input type="radio"/>	共同住宅 <input type="radio"/>	オートロック <input type="radio"/>	その他 <input type="radio"/>	その他 <input type="radio"/>	<table border="1"> <tr> <td>住宅の建て方及び型式など</td> <td>一戸建 <input type="radio"/></td> <td>長屋建 (テラスハウスを含む) <input type="radio"/></td> <td>共同住宅 <input type="radio"/></td> <td>その他 <input type="radio"/></td> </tr> </table>	住宅の建て方及び型式など	一戸建 <input type="radio"/>	長屋建 (テラスハウスを含む) <input type="radio"/>	共同住宅 <input type="radio"/>	その他 <input type="radio"/>	○ 当該項目は他計項目（調査員による記入）であり、外観からの正確な判断が困難であるため、「一戸建」の内訳である「二世帯住宅」及び「その他」並びに用途の「単身者用住宅」及び「世帯用住宅」の区分を削除する。		
住宅の建て方及び型式	一戸建 <input type="radio"/>	長屋建 (テラスハウスを含む) <input type="radio"/>	共同住宅 <input type="radio"/>	オートロック <input type="radio"/>	その他 <input type="radio"/>	その他 <input type="radio"/>											
住宅の建て方及び型式など	一戸建 <input type="radio"/>	長屋建 (テラスハウスを含む) <input type="radio"/>	共同住宅 <input type="radio"/>	その他 <input type="radio"/>													

総政審第102号  
平成27年5月13日

総務大臣 殿

総務大臣



一般統計調査の承認について（通知）

平成27年4月27日付け総統勢第116号で申請された下記調査の実施について、承認します。

記

平成27年国勢調査事後調査